

平成27年5月20日

於 教育委員会室

平成27年5月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成27年5月大和市教育委員会定例会

○平成27年5月20日（水曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	鈴木勝雄
2番	委員	石川創一
3番	教育長	柿本隆夫
4番	委員	篠田優里
5番	委員	青蔭文雄

○事務局出席者

教育部長	齋藤園子	こども部長	関信夫
文化スポーツ部長	北島滋穂	教育総務課長	大下等
学校教育課長	犬塚克徳	保健給食課長	佐藤正美
指導室長	藤井明	教育研究所長	深谷美紀
青少年相談室長	池田操	こども・青少年課長	佐藤則夫
文化振興課長	樋田久美子	生涯学習センター館長	山崎浩
図書館長	桜井真澄		

○書記

教育総務課 政策調整 担当係長	齋藤信行	教育総務課 政策調整 担当主査	澤村のどか
-----------------------	------	-----------------------	-------

○日程

1	開会	
2	会議時間の決定	
3	前会会議録の承認	
4	会議録署名委員の決定	
5	教育長の報告	
6	議事	
日程第1	（議案第24号）	大和市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を改正する要綱について
日程第2	（議案第25号）	大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について
日程第3	（議案第26号）	大和市社会教育委員の委嘱について
日程第4	（議案第27号）	教育財産取得の申し出について
日程第5	（議案第28号）	大和市教科用図書採択検討委員会委員の委嘱について

日程第 6 (議案第 29号) 平成 28 年度使用中学校教科用図書について  
(諮問)

7 そ の 他  
8 閉 会

開会 午前10時00分

○青 蔭 ただいまから、教育委員会5月定例会を開会いたします。  
委員長 会議時間は、正午までといたします。  
前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。  
今会の署名委員は、4番篠田委員、1番鈴木委員、それぞれよろしくお  
願いいたします。

続きまして、教育長からの報告を求めます。

○柿 本 前月定例会以降の動きについてご報告申し上げます。  
教育長 4月25日、中学生の県央五市親善ソフトボール大会がつきみ野中学校  
で開催されました。会場となったつきみ野中学校は、昨年度校舎の大規模  
改修工事を行っていました。しかし天候などの関係により、グラウンドの  
改修・整備が遅れて、ちょうどこの前日に完成したものです。当日がグラ  
ウンドのお披露目となり、きれいに整備されたグラウンドで、精いっぱい  
のプレーを繰り広げてくれました。

同日の午後には、少年消防団第23期生の入団式が生涯学習センターで  
行われました。毎年団員希望者が増え、今年は市内の全小学校から127  
名が入団しました。萩野谷消防長から一人一人辞令を受け取り、強い決意  
を胸に抱いたようでした。

4月30日には、県央教育事務所管内教育長会議が開催されました。昨  
年度の人事異動や新採用者数の報告があり、また課題の整理もされまし  
た。大和市においては、中学校の女性管理職を増やすことなどが今後の課  
題になると考えております。また、教職員年齢構成のアンバランスさは、  
各市とも共通の悩みであり、若手リーダーの育成や、教育技術の伝達など  
が大きな課題となっております。

神奈川県教育委員会からは、特別支援教育に関し、すべての子どもが同  
じ教室で学ぶことを前提とする「インクルーシブ教育」の推進に今後力を  
入れることが説明され、モデル校で実践が始まった校内システムの紹介が  
ありました。また、小中一貫教育の取り組みについても報告があり、県央  
地区では、海老名市の有馬中学校校区で今年度から取り組みを始めていると

のことでした。

5月9・10日には、大和駅周辺や引地台公園を中心として、やまと市民まつりが開催されました。来場者20万人と後でお聞きしましたが、大変な人出で賑わいました。ステージ発表はもちろん、さまざまな場面で多くの子どもたちも活躍しておりました。一方、今年から学校が3学期制に変わったことで、試験週間に当たってしまった中学校もあり、なかなかボランティア参加ができないなどの事情もあったようです。

5月12日には、和座海綾租税教育推進協議会定期総会が大和税務署で開催されました。4市の関係団体が一堂に会して、租税教育の推進を目的として、取り組みの現状や課題などが話されました。租税教育だけでなく、社会と個人の関係を子どもたちが具体的に学ぶことが、これからはますます必要になるのではないかと感じました。

5月14・15日には、千葉県幕張市で関東地区都市教育長協議会総会が行われました。分科会では、新しい教育委員会制度について多くの時間を割き、各市の進捗状況や大綱の考え方などが報告されました。各市ともそれぞれの特徴を持ちながらも、総合教育会議につきましては、会議要綱や傍聴要領の策定から始まり、数度の開催を経て大綱の協議に移る計画である市が多いようです。どこの市も、新制度のもとに、教育委員会と市長との連携をより一層深め、教育行政の充実を図ることをはっきりと目的としておりました。

5月15日に行われた大和市PTA連絡協議会総会では、ご挨拶をさせていただきます。昨年度は、市P連本部役員の方々が二度ほど教育長室においでくださり、情報交換をすることができました。今年度もより一層の連携をお願いしてまいりました。

5月19日には、大和市学校事務研究協議会総会が開催されました。学校組織の中の事務職員の役割は、今後一層重要性を増していきますが、一方では、教職員と同じく事務職員の年齢構成のアンバランスさを背景に、若手事務職員の資質向上をどう図るかが大きな課題となっております。事務職員が一人の学校もあり、校内での資質向上がなかなか難しい側面もございます。こうしたことから、事務職員同士の協同的なシステムが今後必

要になってくるのではないかと考えております。

次に、来月定例会までの予定についてご説明します。

5月21・22日の両日、第67回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会が厚木市文化会館をメイン会場に行われます。県央地区での開催ということで、運営にご協力するとともに、さまざまな情報に触れてまいりたいと考えております。

5月、6月は、修学旅行や春の運動会のシーズンでもあります。渋谷中、北大和小、中央林間小、上和田中で運動会が開催され、参加する予定でございます。

5月23日には、草柳小学校で安心安全フェスタが開催されます。この催しは、草柳小学校三者協議会が行うもので、まさしく地域の力で続けられているものでございます。子どもを取り巻く大人たちの連携がしっかりとできていて、本当にありがたく感じます。

6月20日は、青少年センターで、青少年相談員委嘱式を行います。

また、6月は市議会第2回定例会が開かれます。

以上で、報告とさせていただきます。

○青 蔭 委員長 ただいま教育長からの報告が終わりました。質疑がございましたら、よろしく願いいたします。

○鈴 木 委員 やまと市民まつりは、大和駅プロムナードを中心に拝見しました。多くの市民の方が来場され、素晴らしいお祭りになったと思います。

○篠 田 委員 私もやまと市民まつりで、引地台公園のステージを中心に拝見しました。去年は子どもたちのパフォーマンスのコンテストがあり、表彰が行われていたようですが、今年度は発表のみとのことでした。子どもたちの一生懸命な姿を見て、とても感動しました。

ステージではまた、年配の方々の団体のフラダンスや歌の発表があり、パワーあふれる演技に元気をもらった気がいたしました。観客の方もたくさん集まり、このような多くの団体の発表の場があるというのは、とても良いことだと思いました。

全体を見ましても、それぞれの箇所で市の職員が活躍しており、また地

域の方々の力でこのような盛大なお祭りが開かれているのだということを改めて感じました。

○石川 委員 一つ質問なのですが、先ほど、特別支援学級の子どもたちと普通学級の子どもたちが同じ教室で学ぶ「インクルーシブ教育」についてお話がありました。それはとても良いことだと思います。市内の各学校では今も同様のことをやっています。しかし、もともと40人ほどの学級に、さらに特別支援学級の子どもたちが加わると、教室にいる子どもたちの人数が40人を超えてしまい、担任の教員の過重負担という現実があるのではないかと思います。その辺り、例えばその場合1学級増やす等、県としては何らかの検討をしているかどうか、いかがでしょうか。

○柿本 教育長 分かる範囲でお答えいたします。  
今年度から県教育委員会は、「インクルーシブ教育」を進めるために組織の改編をし、担当課を作って、県全体として推進するという方針を持っております。

具体的なイメージとしては、今まで特別支援学級に入っていた軽度の発達障害の子ども等、少なくともその時点で普通学級に入ることができると思われる子どもたちを、なるべく普通学級で引き受けていくということです。籍自体が普通学級にあるので、1学級の人数が定数を超えることはありません。普通学級に在籍しながら、特別支援のプログラムを持つ教室で取り出し指導をするということが計画されています。あるモデル校ではその教室に「みんなの教室」という名前をつけていました。

このように、普通学級に在籍しながら、みんなで一緒に学ぶ仕組みが、今後推進されていくこととなります。一方で、普通学級ではユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりについても提唱されています。その点がまだ十分でない段階では、支援が必要な子どもを普通学級で引き受けることが可能なのかということを考えなければなりません。その点については、これからぜひ慎重に検討しながら進めていってほしいと県に要望しました。

理念や方向性は十分に分かりました。ただ、実態として普通学級において、個々の障害に応じた合理的な配慮がどの程度できるのかという見極め

が、非常に重要になると思います。今後、大和市でもこの課題は継続的に考えていかなければいけないと思っております。

○石川 委員 私も教育長のおっしゃるような懸念があると思っております。特別支援学級には、たとえ軽度であっても支援の必要がある子が在籍しており、それは保護者の方も普通学級では少し難しいのではないかと感じてのことです。普通学級の方でも、受け入れ態勢が整っていない状態で支援の必要な子が入るとなると、かなり大変な状況になることが予想されます。学級として、子どもたちがみんなでしっかりと学べるよう、少人数にするとか、教員を増やすといった環境整備をきちんとしていくようお願いしたいと思っております。ぜひそのようなことを県にお話ししていただくようお願いいたします。

○柿本 教育長 石川委員のおっしゃるとおりだと私も認識しております。急いで進めることで、逆に子どもたちに不利益が生じることはないように、その点はしっかりと県に要望しながら、注視していきたいと思っております。

また、県では「インクルーシブ教育」の推進の中で、通常の県立高校でも障害を持つ生徒たちを引き受けていくことを考えているそうです。義務教育の出口の先でも、同じ考え方の中で進路選択ができるようにということでしたので、補足させていただきます。

○青蔭 委員 分かりました。ぜひ注視してまいりたいと思っております。

委員長 よろしいでしょうか。

ほかはないようでございますので、教育長の報告に対する質疑を終了いたします。

## ◎議 事

○青蔭 委員 それでは、議事に入ります。

委員長 日程第1（議案第24号）「大和市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。桜井図書館長。

○桜井 委員 まず、改正の経緯としまして、大和市子ども読書活動推進会議は、5月

図書館長 末日をもって現委員の任期が満了いたします。6月からは改選後の委員の任期が新たに始まることから、この時期に委員の構成など関連条項を改正したいものでございます。

次に、具体的な改正内容についてご説明させていただきます。

1点目は、委員の構成を定める第3条についてです。第4号の学校教職員の区分に、実態に合わせ「保育施設職員」を加えております。第5号も同様に、実態として読み聞かせなどを行っているボランティア団体をお願いしていることから、「子どもの読書活動に係るボランティア団体の会員」と改めたものでございます。

次に第7条関係でございます。これまで「こども読書力向上プラン」に基づく実施計画の策定の際に、現行要綱に規定している課等で構成するワーキンググループを設置してまいりました。子どもの読書活動に関連する課につきましては、ワーキンググループへの参加を広く求めるなど、状況によって柔軟に対応したいことから、文言の修正をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○青 蔭 委員長 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○鈴 木 委 員 おおむねこれでよろしいと思いますが、一つ質問です。第7条のワーキンググループの中で、今まで第1号から第7号まで書かれていた課等が削除されるとのことですが、人数は変わるのですか。

○桜 井 図書館長 人数は、その都度内容によってメンバーを集めますので、規定数というものはありません。

○石 川 委 員 今までは、第7条に「ワーキンググループを設置する」とありましたから、基本的には、ワーキンググループが常にあったわけですね。それが改正後は、必要に応じて設置することができる、という文言になっています。この意味を教えてください。必要に応じてとは、具体的にどのような場面をいうのか。それから、「設置することができる」ということは、“設置しなくてもよい”とも取れるので、その点の具体的な説明をお願い

します。

○桜井 第2条の各号で、推進会議の所掌事項を定めております。ワーキンググループは、この所掌事項に関する調査、研究等を行うために設置するとしていたものです。ただ、実際には、第2条第1号にある「推進計画に基づく実施計画の策定に関すること。」に関する調査、研究等を行う場合にのみワーキンググループを設置しておりました。常設ではなく、必要なときに設置をしてきたものです。したがって、実態に合わせ、推進会議が必要と認めたときにワーキンググループを設置するという文言に改めたものでございます。

○石川 そうすると、今までも実際には常設してあったのではなく、必要に応じて開催していたわけですね。今回の改正については、その実態に合わせたということよろしいですか。

○桜井 「必要に応じて」の部分は、そのとおりです。課の名称につきましては、組織などが変わっても幅広く柔軟に対応できるよう、課名を削除したものでございます。

○石川 分かりました。  
委員 最後が“できる”という規定になっているということは、“やらない”規定でもあると思うのですが、いかがですか。

○桜井 確かに「ことができる」ということですので、必要がなければ設置しないのですが、実施計画は、現時点では4年に1回策定しております。その際にワーキンググループを設置しますので、4年間設置しておくことはございません。あくまでそのときに「必要に応じて」設置するため、「ことができる」という表現にいたしました。

○石川 そうすると、ワーキンググループは、基本的には要らないということですか。

○桜井 推進会議の事務局は、現在図書館が行っております。しかし実際には、所掌事項の研究で必要な場合に限り、ワーキンググループとして関係各課からメンバーを募っておりますので、実態に即した表現だと考えております。

○石川 例えば最後の部分について、ワーキンググループを必要に応じて「設置

委員 する」という文言に変えた場合、何か支障はありますか。

さほど大きな違いはないと思うのですが、要するに“できる”という規定は、基本的に“やらなくてもいい”規定だと思ってしまうのです。細かいことを言うようですが、もしワーキンググループが4年に一度でも必要ならば、必要に応じて「設置する」という文言にした方がむしろ良いと思います。

○青 蔭 石川委員のご意見を受けて、文言の修正はいかがですか。変えてよろしいのですか。

○桜 井 このワーキンググループは常時設置するものではなくて、基本的には4  
図書館長 年に1回、実施計画の見直しのときに設置するものですから、ここは「設置することができる」という表現にさせていただきたいと思います。

○青 蔭 その中に「必要に応じて」ということが含まれていると斟酌してよろしいのですか。

○桜 井 目的が、推進会議の所掌事項の調査・研究を行うためとなっております  
図書館長 ので、そのような解釈になると思います。

○石 川 文言のことですから、最終的にはどちらでも良いのです。ただ、このよ  
委員 うな“できる”という規定は、あまりにも裁量の余地があり過ぎるので、本来は避けた方が良いでしょうと思います。

今回は、必要に応じて「設置する」で良いような気がします。なぜかという、ワーキンググループは基本的に、4年に一度は開くものであり、全く開かないならば、それ自体必要ないものなのかと捉えてしまいます。ですから、設置することもできるし、しないこともできるという、どちらにも解釈できるような言葉は、便利ではありますが、避けた方がよろしいと思います。本当に必要ならば「設置する」で良いのではないかという気がします。どうしてもということであれば、そのままでも構いません。

○青 蔭 斟酌すると、そこまで含まれていると図書館長はおっしゃっていますの  
委員長 で、いかがでしょうか。訂正を求められますか。

○石 川 「設置する」の方が良いような気がします。  
委員

○齋藤 石川委員がおっしゃっているとおりです。特にこのような例規等を作る  
教育部長 ときには、どなたにも分かりやすい視点でということが非常に大事だと考  
えております。そのような意味から、石川委員がおっしゃったことが本当  
は分かりやすいのかもしれませんが、要綱や規則などを作るときには、や  
はり一定のルールがございます。

今話に出ております、必要に応じて「設置する」というご提案と、「設  
置することができる」については、実際運用するときには、結果は同じも  
のになります。ただ、「設置する」で文を切ってしまうと、必置の意味合  
いが強くなってしまいますのです。いくら「必要に応じて」としましても、そ  
れは必置の方の意味合いが強くなってしまうために、表現上は「設置する  
ことができる」としているというのが、文書作成上の一般的な考え方で  
す。

もしこれをご提案のように「設置する」と直しますと、「必要に応じ  
て」とついていても、どちらかというとき常設的に設置することを原則とし  
て考えなくてはいけないというニュアンスが生まれてまいります。実態と  
しては、ご期待に添うような形にはなると思っておりますので、ご理解い  
ただければと思います。

○石川 お話は分かりました。このような要綱や規則等を作るときに、あまりに  
委員 もどちらにも捉えられる表現にすると、結局趣旨がよく分からないとい  
うことがかなりあるので、本来はもう少し分かりやすい方がいいのだと思  
います。

前回までは「設置する」という規定でした。しかし、今回の場合には  
「必要に応じて」という言葉が係っていますので、結局「必要に応じて」  
設置するのだから、「設置する」にしても言葉としては特に問題がないと  
思います。ですが、教育部長が言うように、これが文書上の約束事だとい  
うことであれば、仕方がないことです。

○北島 確かに石川委員がおっしゃるのように、日本語として読むと、「必要に応  
文化スポー じて」と、「することができる」が重なって、余計あいまいさを醸し出し  
部長 ているような気はいたします。齋藤教育部長からもありましたが、文書事  
務においては、普通とは少し違うニュアンスで書かれることもありますの

で、法制担当の者と調整させていただいて、もし「設置する」として問題がないようでしたら、そのようにさせていただきます。ただ、法制執務上のルールで、「することができる」という表現の方がふさわしいということであれば、このままにさせていただくということでもよろしいでしょうか。

○鈴木委員 それでしたら逆に、「必要に応じて」を削除することも検討したらいいと思います。同じ結果になるのであれば、「必要に応じて」ではなくて、「することができる」だけにすることも選択肢の一つとして考えていただきたいと思います。

○北島文化スポーツ部長 では、検討させていただき、次回の定例会の中で結果をご報告したいと思います。

○青蔭委員長 よろしく申し上げます。検討のうえ、その部分の文言を修正したかどうか、結果をご報告いただきたいと思います。  
では、その部分のほかに何かございますか。

○柿本教育長 確認のために質問します。  
第3条第5号が、「図書館ボランティア」から「子どもの読書活動に係るボランティア団体の会員」へと変更になりました。例えば第2号の「PTAの会員」ならばPTA連絡協議会という窓口があって、そこから適した人材をご紹介いただくことができると思います。また、第3号の社会教育委員も同様です。

ところが、今回の「図書館ボランティア」から変更となった「子どもの読書活動に係るボランティア団体の会員」については、非常に対象が広くなると思います。その場合、どのように選任するのかを確認させてください。例えば、ボランティア団体同士で作る一つの大きな組織があって、そこから紹介していただくとか、あるいは適切な人材を事務局が選び直接交渉する等、説明をお願いします。

○桜井図書館長 改正後の「子どもの読書活動に係るボランティア団体」に該当するのは、図書館の把握するもので現在10団体ございます。組織規模の大小はあるものの、各団体にお声をおかけして、その中から推薦をいただく形で

選任しております。

○柿本 分かりました。  
教育長

○石川 推進会議の委員の区分で「PTAの会員」とありますが、私はその言葉  
委員 が、本当に今適切なのか疑問に思っています。PTAは基本的に任意団体  
で、PTAに入っていない保護者の方もいらっしゃいます。例えば「小中  
学校の保護者」のような表現に、将来的には変えていった方が良いのでは  
ないでしょうか。極端な言い方をすると、今の大和市には該当しませんが、PTA  
自体が存在しない学校もあります。そういった意味で、将来的  
には表現を変えていくことも考えた方が良くと思います。

実質、現在はPTAから選出することになるのでしょうけれども、この  
表現ではPTAに入っていない保護者の方は委員にはなれません。「公募  
による市民」の方は、いわゆる保護者というよりは一般市民を想定してい  
るので、その辺りも細かく丁寧に考えていった方が、将来的には良いと思  
います。

○桜井 「PTAの会員」は、まず選出する学校をPTA連絡協議会から選考し  
図書館長 ていただいております。その学校のPTAに、改めて委員の選出をお願い  
しております。保護者とする、学校長にお願いすることになるかと思  
いますが、そこは現在、PTAという組織にお願いさせていただいておりま  
す。

○石川 現在はそうですけれども、実際にそのような形でPTAにお願いするに  
委員 しても、「PTAの会員」という規定自体が、今後よろしくないというこ  
とになる可能性があると思います。

○篠田 他にもさまざまな委員を決めるときに、いろいろなところで「PTAの  
委員 会員」が出てくるのが、私も気になっていました。PTAの役員になる  
と、いろいろな役割があり負担が大きいという現状があると思うのです。

今お話に出ましたが、大和市ではPTA会員というと、その学校のすべ  
ての保護者が該当しますよね。

○石川 いや、そうではないところもあります。  
委員

○篠田 委員 そうではないところもあるのですね。ただ、各学校のPTAの、役員ではないそれぞれの会員にまで投げかけているのでしょうか。実際、現状はされていないと思います。そこまで投げかけていただければ、本当にやりたいという方が増えてくるのではないかと、ずっと思っておりました。

○青蔭 委員長 桜井図書館長、いかがですか。篠田委員から、そこまで掘り下げて声をかけてはいないのではないかというご意見でございます。声をかけているというのは、どのような方法でどこまでされているのでしょうか。

○桜井 図書館長 確かに、学校単独のPTAにご依頼する際、こちらから役員の方をとはお願ひしておりませんが、実際問題として役員が選出されることが多くあります。ただ、役員でない方も選ばれていることはありますので、PTA連絡協議会から推薦された学校ごとで、対応が異なるのだと思います。

○篠田 委員 役員でない方が選ばれているのであれば、それはとても良いことだと思います。ただ、今回の推進会議に限らず、さまざまな委員等をPTAから募集するときに、一般の会員にまで声をかけていただくということを統一してもらえると、今後どんどん会議も活性化していくのではないかと考えております。

○柿本 教育長 PTA連絡協議会の方たちと教育委員会とで情報交換をし、ぜひ連携を取りたいという話もございますので、またそういった席上で、ただいまのご意見等をお伝えしていけたらと思います。

○青蔭 委員長 いろいろなご意見がございましたので、それぞれ検討していただき、今後の運営に役立てていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと存じます。

ほかにご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

一部文言の確認はございますが、質疑はほかにないようですので、これで終結させていただきます。

これより議案第24号について採決いたします。

本件の原案についてご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青蔭 委員長 異議なしでございますので、議案第24号は可決いたしました。  
続きまして、日程第2(議案第25号)「大和市学校給食共同調理場運

営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。佐藤保健給食課長。

○佐藤 保健給食課長 当該協議会は、大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例に基づく附属機関でございます。同条例施行規則第5条に委員の規定がございます。委員は全部で12名ですが、このたび6名の交代がございました。

新たに委嘱したい6人は、学校長が2人、PTA会長が3人と、保健福祉事務所の食品衛生課長です。2年間の任期の途中ですが、それぞれ選出区分における人の変更があり、今回の交代となりました。

なお、現委員の任期は、平成26年6月1日から平成28年5月31日までの2年間です。今回お願いする方は、前任者の残任期間である、平成27年6月1日から平成28年5月31日までの1年間になります。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○青蔭 委員長 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○鈴木 委員 新任者が6名ということなので、半分の方が代わりました。毎年同じくらい代わるのでしょうか。

○佐藤 保健給食課長 例えば保健福祉事務所の方は、異動等で変更がなければ代わりません。また、学校長については、今回4人中2人が交代しましたが、2人は継続しています。PTAの代表も同様で、人が変わったかどうかで、全体の交代の人数は異なってまいります。

○石川 委員 確認ですが、来年は12人全員改選となりますか。

○佐藤 保健給食課長 はい。再任もございますが、2年間の任期満了により、来年度は一斉改選となります。

○石川 委員 実態としては、毎年およそ半数近くの方が代わっているのが事実だろうと思います。それが良いのかどうかですが、特に当該協議会では毎年半数近くが代わっていて、運営上支障があるのであれば、少し問題があると思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤 PTAの代表につきましては、児童・生徒の給食の内容についての計

保健給食 画、購入計画、実施計画などについてご説明しながら、ご意見をいただく  
課 長 場がございます。本来であればいろいろな多くの方に知っていただきたい  
のですが、まずは代表の方にご協力いただき、日々の各学校の様子も含め  
ご意見をいただいております。

ご質問の委員の交代に関しましては、私どもも支障のないよう丁寧にご  
説明をし、不明な点などがあればお答えしておりますので、現在のところ  
特に不都合は生じていないと思っております。

○石 川 今のお話からすると、要するにその中身は比較的、2年の任期に係る継  
委 員 続的な課題のようなものは少ないということですよね。

○佐 藤 基本的におっしゃるとおりです。課題等がありましたら積み残すことな  
保健給食 く速やかに対応しており、新たな問題に対してもその都度ご意見を伺いな  
課 長 ながら早急に対応することで、解決してきております。

○石 川 そうしますと、実態がそうであれば、本来であれば任期1年でも問題は  
委 員 ないということですよね。

○佐 藤 極端に言えば、そのように申し上げることができます。

保健給食  
課 長

○石 川 この協議会の中身が、継続する課題を抱えていなければ、2年という任  
委 員 期であっても途中で交代してもいいのですから、別に問題はないと思いま  
すが、それであれば任期を1年にすることも考えられるのではないかと思  
ったまでです。

○青 蔭 佐藤保健給食課長、石川委員のご意見ですが、1年でも良さそうなもの  
委員長 が、2年であることには、理由があるのではありませんか。

○佐 藤 おっしゃるとおりの部分もございますが、実際こちらの協議会を開催す  
保健給食 るに当たっては、毎回初めての方ばかりですと、どなたも勝手が分からず  
課 長 ゼロからのスタートになります。そういう意味では、2年継続している方  
が残っていた方が、効率よく会議を開催することができると考えておりま  
す。

○齋 藤 石川委員のご意見はもつともだとお伺いしておりましたので、任期の間  
教育部長 題と各議題の関係や内容などを精査して、例えば半数改正がよろしいの

か、1年任期でいいのかなど、検討させていただきたいと思います。

○篠田委員 先ほどのPTAの話と関連し、選出区分に「PTAの代表者」とあります。代表者とは、PTAの中から代表として選ばれてきた者で良いのか、それともPTAの長である、会長でないといけないのでしょうか。

○佐藤保健給食課長 「PTAの代表者」は、PTA連絡協議会に推薦を依頼しているため、実質的には同会の会員となる会長職の方をお願いする形となっております。

○篠田委員 そうすると、会長限定であり、やはり役員ではない一般のPTA会員の中から選ばれることはないというわけですね。

○佐藤保健給食課長 現在のところ、そのような形で推薦をいただいております。

○篠田委員 分かりました。

先ほどもお話ししたように、一般的にはPTAからの選出ですと、いわゆる充て職としていることが多いと思います。以前から申し上げていますが、ただでさえPTA役員にはたくさんの仕事があり、役員の担い手を探すのも難しい状況だと思いますので、一般の保護者から選ぶことを多くしていただけたらと思います。

○青蔭委員長 ありがとうございます。

先ほど教育部長からございましたが、任期や内容について、また少し時間をかけて精査していただきたいと思います。

そのほかに何かご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより議案第25号について採決いたします。

本件の原案についてご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青蔭委員長 異議なしでございますので、議案第25号は可決いたしました。

続きまして、日程第3(議案第26号)「大和市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。山崎生涯学習センター館長。

○山崎生涯学習センター館長 現在の第28期大和市社会教育委員の任期が、平成27年5月31日までとなっており、新たに第29期の委員について委嘱したく、ご審議をお願いするものでございます。

社会教育委員は、社会教育法に基づき、社会教育委員を置くことができるとされているものでございます。任期は、大和市社会教育委員に関する条例で2年と定められており、第29期の委員につきましては、平成27年6月1日から平成29年5月31日までとなっております。

選出区分でございますが、同条例で委嘱の基準として、「学校教育及び社会教育の関係者、社会教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する」と定めております。定員につきましては、同条例で15人以内となっておりますけれども、来期も引き続き11人で運営していきたいと考えております。

第29期大和市社会教育委員の候補者名簿のうち、番号に丸がついている方につきましては、今回新たに委員として候補者になった方々でございます。丸がついていない方につきましては、第28期から引き続き委員として候補者になった方々でございます。選出区分につきましては、同条例に規定された委嘱の基準に基づき該当する区分を記載してございます。また、備考欄につきましては、委員候補者が所属しております団体等を記載したものでございます。

候補者の選定に当たり、4番の方と8番の方は、所属する団体からご推薦を受け、候補者となっておられます。そのほかの方は、各団体に所属はしておりますけれども、団体からの推薦という形ではなく、選出区分ごとに個別にお声がけをして候補者としたものでございます。

第28期の委員の名簿のうち、番号に丸がついている方が、今回退任される方々です。その方々に代わり、今回の新任の方が入ることになります。

以上でご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○青蔭 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたら、よろしくお

- 委員長 願います。
- 鈴木委員 今回退任される5名の退任理由については、把握していますか。
- 山崎生涯学習センター館長 お一人は、お仕事の関係でお忙しくなったため、ここで退任されるということでした。そのほかの方につきましては、5期務めていただき、皆さんのお話し合いの中で大体5期10年で次の方に、ということがございまして、このようになっております。
- 鈴木委員 定員は15名以内で、今11名ということですが、この先2年の任期のうちに追加することはあるのでしょうか。また、もし途中でお辞めになる方がいらっしゃった場合、補充はするのでしょうか。
- 山崎生涯学習センター館長 追加することなく、このまま11名でと考えております。もし11名のうち、どなたかがやむを得ない理由で退任された場合については、その方の代わりに新しい方をお願いしたいと考えております。
- 石川委員 先ほど、委員の皆さんの申し合わせで大体5期10年で交代しようということになっているとお話がありました。第29期の候補者の中で、一番長い方は何期目になりますか。
- 山崎生涯学習センター館長 7番の方と9番の方が、このたび4期が終わり、第29期で5期目になります。そのほかの方は2期目、3期目です。
- 石川委員 分かりました。
- 青蔭委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。  
ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。  
これより議案第26号について採決いたします。  
本件の原案についてご異議はございませんでしょうか。
- (「異議なし」の声)
- 青蔭委員長 異議なしでございますので、議案第26号は可決いたしました。  
続きまして、日程第4(議案第27号)「教育財産取得の申し出につい

て」を議題といたします。

細部説明を求めます。大下教育総務課長。

○大 下 初めに、取得する教育財産の概要を申し上げます。大和市立文ヶ岡小学  
教育総務 校。所在地につきましては、桜森三丁目16番31号。構造等につきましては  
課 長 では、鉄筋コンクリート造2階建。面積等につきましては、建築面積が3  
29.20平米、延床面積が637.52平米。取得理由につきましては、児童数の増加に伴い校舎を増築するものでございます。取得方法は  
大和市による建設。取得時期は平成28年3月。概算事業費は2億5766  
万7000円でございます。

続きまして、参考の図面をご説明いたします。

初めに配置図でございます。校舎が真ん中にあり、計画建物については  
その右側、校舎東側になります。斜線が引いてあるところが今回取得する  
建物でございます。

続きまして、1階平面図でございます。1階につきましては、図書室及  
び図書準備室を設けております。

続きまして、2階平面図でございます。普通教室が3教室があり、エレ  
ベーター等も整備しております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議のほ  
ど、お願いいたします。

○青 蔭 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらよろ  
委員長 しくお願いいたします。

○鈴 木 今回の増築が終わると、文ヶ岡小学校ではこの先どのぐらい、児童数と  
委員 教室数が適正な状態が保てる見込みなのか、およそで結構ですので教えて  
ください。

○大 下 教室の増設等は、児童生徒数の推計調査に基づいて考えております。現  
教育総務 時点の推計によると、平成29年度には2教室が不足し、平成32年度に  
課 長 3教室が不足することになります。今回3教室増築しますので、将来的に  
も対応できるものと考えております。

○柿 本 こういった校舎をつくる場合の、避難経路はどうなっているか、簡単に  
教育長 確認させてください。外側の階段は使えるのでしょうか。

- 大 下 避難経路につきましては、学校が定めるものということになっておりま  
教育総務 すので、細かい経路については、ここではご説明できません。しかし、外  
課 長 側の階段は非常用階段になりますので、非常時には使用できることになっ  
ております。
- 柿 本 2階の部分は、隣の、元からある校舎ともつながっていますか。要する  
教育長 に、2階の普通教室は2方向に、一つは階段を利用して下へ、もう一つ  
は、今までの校舎へも逃げられるということによろしいですか。
- 大 下 はい、そのとおりでございます。
- 教育総務  
課 長
- 石 川 階段は鉄骨ですか、それともコンクリート構造ですか。
- 委 員
- 大 下 鉄骨でございます。
- 教育総務  
課 長
- 青 蔭 ほかによろしいでしょうか。  
委員長 ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。  
これより議案第27号について採決いたします。  
本件の原案についてご異議はございませんでしょうか。  
(「異議なし」の声)
- 青 蔭 異議なしでございますので、議案第27号は可決いたしました。  
委員長 ここで日程を変更し、議案を2件追加いたします。  
日程第5(議案第28号)「大和市教科用図書採択検討委員会委員の委  
嘱について」を追加して、議題といたします。  
細部説明を求めます。藤井指導室長。
- 藤 井 5月1日の臨時会において、大和市教科用図書採択方針を決定していた  
指導室長 だきました。採択に当たっては、「大和市教科用図書採択検討委員会の答  
申等を参考にする」とあります。そこで、平成28年度使用教科用図書採  
択における採択検討委員会委員の委嘱についてご審議いただきたいと思  
います。

まず、委員の任期は、大和市教科用図書採択検討委員会規則第4条により、委嘱を予定している平成27年5月25日から平成27年8月31日までとなります。また、委嘱予定の委員の人数は9名でございます。

次に、規則に基づく候補者一覧についてご説明いたします。規則第2条第1項第1号の市立小学校及び中学校の校長及び教員として、4名の方を校長会から選出していただきました。第2号の大和市教育研究会の代表者としては、5番の方を選出していただきました。第3号の児童及び生徒の保護者としては、6番、7番の方を選出させていただきました。第4号のその他教育委員会が必要と認めた者としては、学識経験者である8番、9番の方を選出させていただきました。なお、委員の氏名の公開は、採択終了後となります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○青 蔭 委員長 　　ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。

○鈴 木 委 員 　　選出区分に、「大和市教育研究会の代表者」とございますが、大和市教育研究会のことについて教えてください。

○藤 井 指導室長 　　これは、教員が各教科、領域等について研究を進めることを目的とした団体でございます。任意の団体ですが、ほぼ100%近い教員がこれに関わっているということでございます。

○篠 田 委 員 　　「児童及び生徒の保護者」の方については、選出の方法は決まっているのでしょうか。

○藤 井 指導室長 　　この教科書採択につきましては、静ひつな環境の中で行われるべきものであり、当然ですが委員に対する外部からの不当な働きかけがあってはなりません。そのため、人が特定されるような、役職を指定しての選出ということはございません。

○篠 田 委 員 　　分かりました。

○石 川 委 員 　　教科用図書の採択検討委員会というのは、非常に重要な仕事です。先ほどから話が出ているように、採択が終了するまで氏名等の公表をしないというのは、外部からの不当な働きかけを防ぐ目的があります。そうする

と、この方たちを公募するのは難しいわけですから、基本的にはそれぞれの団体等に選出を依頼するか、こちらからお願いしていくことになるのだらうと思います。今回お願いする皆さんは、それぞれ中立の立場できちんと検討していただける方だと思いますので、私は良いと思います。

- 青 蔭 ありがとうございます。ほかによろしいですか。  
委員長 ほかにはないようでございますので、質疑を終結いたします。  
これより議案第28号について採決いたします。  
本件の原案についてご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

- 青 蔭 異議なしでございますので、議案第28号は可決いたしました。  
委員長 続きまして、日程第6(議案第29号)「平成28年度使用中学校教科用図書について(諮問)」を追加いたします。  
細部説明を求めます。藤井指導室長。

- 藤 井 本件議案は、平成28年度使用中学校教科用図書の採択に資する資料の  
指導室長 作成を採択検討委員会に諮問するものです。義務教育諸学校において使用する教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第13条第6項の規定により、教科書目録に登載された教科用図書のうちから採択しなければなりません。既に文部科学省より、平成28年度使用中学校用教科書目録が送付されております。この目録に登載された中学校用教科書の種目別の種類及び数は、66種、129点となっております。

大和市教科用図書採択検討委員会は、神奈川県教育委員会の教科用図書採択基準に基づいて、教科書目録に登載されている教科書の調査や研究を行い、その結果を大和市教育委員会に答申いたします。なお、採択検討委員会は、検討に当たって外部からの不当な働きかけなどがないよう、静ひつな環境を確保する必要があるため、非公開で行う予定です。また、会議録につきましては、採択後に公開する予定となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 青 蔭 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらよろしく願  
委員長 います。  
○石 川 この諮問の内容については、全く異論はありません。先ほどから、静ひ

委員 つな環境でという話が度々出ていますが、子どもたちにとって一番分かりやすく、また現場の教員が一番使いやすい教科書を、ぜひ偏らないよう検討していただきたいと諮問の際に要望を出しておいていただければと思います。

○藤井 今、石川委員が言われたように、話をしていきたいと思います。

指導室長

○青蔭 よろしく願いいたします。ほかによろしいでしょうか。

委員長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより議案第29号について採決いたします。

本件の原案についてご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青蔭 異議なしでございますので、議案第29号は可決いたしました。

委員長

#### ◎その他

○青蔭 それでは、その他に入ります。各課で報告事項がございましたら、よろしく願いいたします。

委員長

特にございませんか。

事務局よりほかになにかございますか。

委員からは何かございますか。

特にないようでしたら、6月の会議の日程をお知らせいたします。6月定例会は、6月26日金曜日午前9時でございますので、お間違えないようによろしく願いいたします。

#### ◎閉会

○青蔭 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員長 これにて教育委員会5月定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時20分